

熊野白浜リゾート空港内に

コワーキングスペース「白浜空の杜^{もり}コワーキング」を開設します！

和歌山県では全庁を挙げ、市町村や民間団体と連携し、熊野白浜リゾート空港の利用促進に取り組んでいるところです。このたび熊野白浜リゾート空港の利用促進のため、熊野白浜リゾート空港内にコワーキングスペース「白浜空の杜コワーキング」を開設しますのでお知らせします。

白浜空の杜コワーキング内には、和歌山県が育んだ良質な木材「紀州材」の家具を数多く取り入れているのも特徴です。南紀白浜空港サポーターズクラブ会員に入会すればどなたでも利用できますので、この機会にぜひご入会ください。東京出張の飛行機の待ち時間の事務作業、ミーティング等にもご利用いただくことが可能です。

記

○開設日

令和7年7月30日（水）

○設置場所

熊野白浜リゾート空港（正式名称：南紀白浜空港）2階 売店隣

○利用時間

8時から最終便出発（18時20分頃）まで

○利用対象者

県職員、市町村職員、熊野白浜リゾート空港地域振興委員会構成員の職員及び南紀白浜空港サポーターズクラブ会員

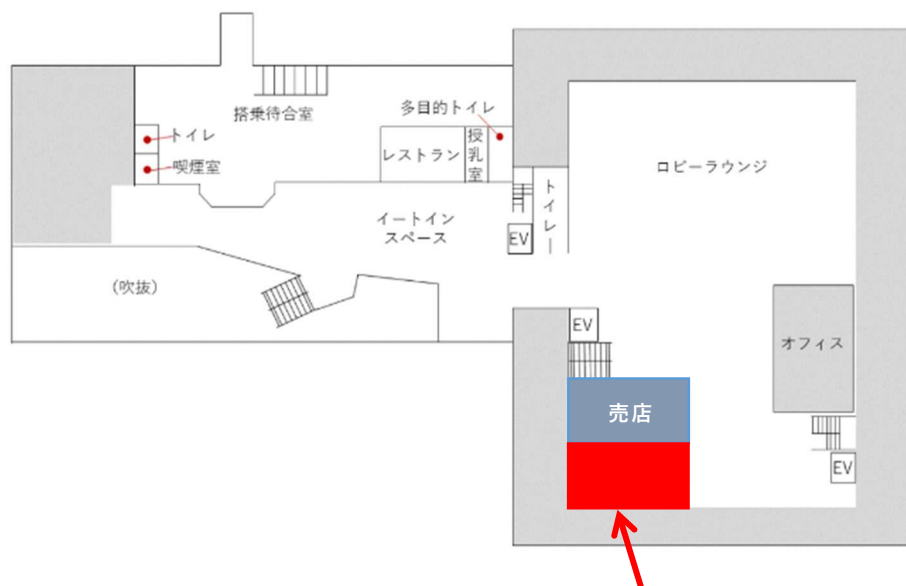
※南紀白浜空港サポーターズクラブ会員の入会方法等については、以下のサイトでご確認ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082400/d00202395.html>



※配置図、利用手続き等については別紙のとおり

熊野白浜リゾート空港 2階配置図



「白浜空の杜^{もり}コワーキング」

「白浜空の杜^{もり}コワーキング」の利用ガイドラインについて

1 設置場所

白浜空の杜コワーキングは熊野白浜リゾート空港2階に設置するものとします。

2 利用対象者等

(1) 利用対象者

以下のいずれかの者に限ります。

- ・和歌山県職員
- ・和歌山県内市町村職員
- ・熊野白浜リゾート空港地域振興委員会構成員の職員
- ・南紀白浜空港サポーターズクラブ会員

(2) 利用形態

白浜空の杜コワーキングは、テレワーク、WEB 会議、ミーティングに利用することができます。なお、パソコンを配備しておりませんので、利用者は必要に応じパソコンを持参してください。

また、原則、貸切の利用はできません。クローズドのミーティング等の開催を希望される方は、空港スカイルーム又は Cloud9 会議室（いずれも有料）をご利用ください。

(3) 利用時間

8時から最終便出発（18時20分頃）まで

3 利用手続

事前の予約は不要です。利用時は白浜空の杜コワーキングに設置している QR コードを読み取り、利用者名、所属、連絡先、利用開始時間及び終了時間等必要な項目を登録してください。

4 管理責任者

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課長

5 利用上の注意

(1) 情報セキュリティ対策

利用者が所属する団体が定める情報セキュリティ基本方針等に則り、適切な管理を行ってください。個人会員にあっては、県の規定に準じて管理を行うものとします。

(2) 私物管理の徹底

白浜空の杜コワーキングは施錠を行いません。短時間の離席の場合であっても、利用者自身が適切な管理を行ってください。県は盗難等の発生について一切責任を負いません。

(3) 身分証明書等の提示

利用対象者であることを確認するため、職員証又は南紀白浜空港サポーターズクラブ会員

証等の提示を求める場合があります。

(4) 飲食について

原則、お茶等の飲料（アルコール飲料は除く）のみ飲食することができます。ミーティング等で飲料以外の飲食を伴う場合は、管理責任者にご相談ください。

(5) ごみについて

利用中に発生したごみは、各自お持ち帰りください。

(6) 不適切利用が認められる場合について

管理責任者の判断により、オフィスからの退出及び以降の利用をお断りする場合があります。

6 その他

本ガイドラインについては、必要に応じて、適宜内容等の見直しを行うものとします。